

5 東彼杵町告示第 11 号

資格重複状況結果一覧を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領をここに交付する。

令和5年 2月 9日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

資格重複状況結果一覧を活用した職権による東彼杵町国民健康保険資格喪失の事務処理要領

令和5年 2月 9日

告示第11号

(目的)

第1条 この要領は、東彼杵町国民健康保険の被保険者が、被用者保険に加入した事実の届出を行っていない場合における、職権による国民健康保険資格喪失の処理に関し必要な事項を定め、もって被保険者資格の適正化を図ることを目的とする。

(根拠等)

第2条 事務処理に当たっては、「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて（令和4年11月29日付保国発1129第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に規定された事項を遵守するものとする。

(被用者保険の加入状況の確認)

第3条 被用者保険に加入していることの確認は、次の各号のいずれも満たしている者について行う。ただし、資格喪失対象者の世帯に属する被保険者が資格喪失状況結果一覧に掲載されていることが確認できない場合は、その被保険者は資格喪失対象者から除外する。

- (1)被用者保険等の資格取得日が国民健康保険の資格取得日以降であること。
- (2)資格重複状況結果一覧に、2回以上連続して掲載されていること。
- (3)重複先として、同一の被用者保険等の資格情報が継続して掲載されていること。

(資格喪失届出の勧奨)

第4条 前条の規定により被用者保険に加入していることが確認された被保険者に対して、東彼杵町国民健康保険資格喪失届出勧奨通知書（様式第1号）を送付する。

(職権による資格喪失処理)

第5条 職権により資格喪失処理ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1)前条に規定する「東彼杵町国民健康保険資格喪失届出手続きについて」に記載した提出の指定日までに届出がない者。
- (2)居所不明者でない者。
- (3)国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条の2第1項の規定により、被保険者の雇用主又は保険者に対して行う健康保険の加入状況等の照会をした結果、被用者保険の資格を有している事実が判明した者。

(通知)

第6条 前条の規定により資格喪失処理を行った場合は、当該被保険者に対し、対象者氏名及び資格喪失年月日等の通知を東彼杵町国民健康保険資格喪失処理通知書（様式第2号）により行うものとする。

(関係書類の保管)

第7条 第5条により資格喪失処理を行った場合の関係書類は、5年間これを保管するものとする。

附則

この要領は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

東彼保第 号
年 月 日

（世帯主）

様

東彼杵町長

東彼杵町国民健康保険資格喪失届出勧奨通知書

様の東彼杵町国民健康保険の資格について、調査の結果、 年 月 日から社会保険（保険者名：例 全国健康保険協会 長崎支部）に加入されているものと思われま。国民健康保険から社会保険等へ移行された際は、加入から14日以内に資格喪失届が必要となりますが、いまだ届出がなされていない状況です。

つきましては、下記により資格喪失の届出をしていただくよう通知いたします。

また、保険者名に誤りがある場合は、お勤めの事業所等に確認を行い、その結果をご連絡ください。

記

1. 届出に必要なもの

- （1）身分証明証（届出に来られる方のもの）
- （2）国民健康保険者証（社会保険等加入者全員分）
- （3）社会保険等の保険証（社会保険等加入者全員分、コピー可）

2. 届出先

東彼杵町役場健康ほけん課国保年金係

3. 提出期限

年 月 日（ ）までに届出ください。

なお、期限までに提出がない場合、職権により国民健康保険の資格喪失の処理を行う場合があります。

また、雇用主又は保険者に対して健康保険の加入状況等を照会する場合があります。

様式第2号（第6条関係）

東彼保第 号
年 月 日

（世帯主）

様

東彼杵町長

東彼杵町国民健康保険資格喪失処理通知書

様の国民健康保険の資格について、 年 月 日付け 東彼保第
号により届出のお願いをしておりましたが、期限までに届出がありませんでした。

よって、下記のとおり職権により資格喪失処理を行いましたので通知いたします。

記

資格喪失対象者 :

資格喪失年月日 : 年 月 日